

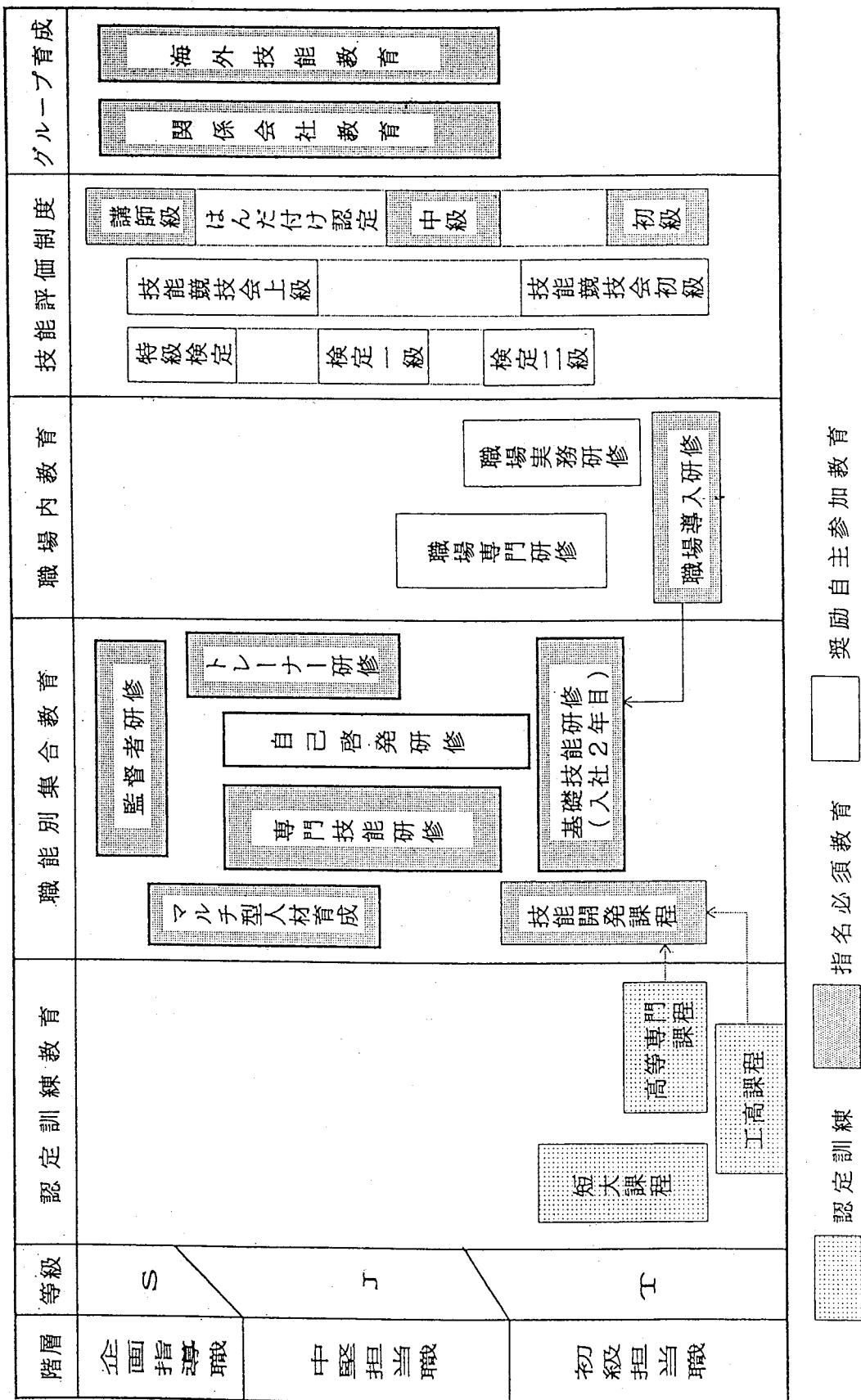
職業能力開発に関する基本法の理念と訓練体系の変遷

表一 1

訓練の種類と課程				基本理念	
能力再開発訓練	再訓練	向上訓練	養成訓練		
職業転換訓練課程	技能追加訓練課程	一般技能士訓練課程 二級技能士訓練課程 生産技能訓練課程 監督者訓練課程	高等訓練課程 特別高等訓練課程 旧専修訓練課程	職業訓練は労働者の職業生活の全期間を通じて段階的かつ体系的に行われなければならない。	職業に必要な労働者の能力を開發し、及び向上させることが、職業の安定及び労働者の地位の向上のためには不可欠であるとともに、経済及び社会の発展の基盤をなすものであることにかんがみ、職業訓練は、労働者各人の希望、適性、職業経験等の条件に応じつ履用及び産業の動向、技術の進歩、産業構造の変動等に即応できるものであって、その職業生活の全期間を通じて段階的かつ体系的に行われることを、また、技能検定は、職業に必要な労働者の能力についてその到達した段階との評価が適正に行われることを基本理念とする。
能力再開発訓練	向上訓練	養成訓練	普通訓練課程 専門訓練課程 専修訓練課程 技能向上訓練課程	職業に必要な労働者の能力（以下「職業能力」という。）を開発し、及び向上させることが、職業の安定及び労働者の地位の向上のためには不可欠であるとともに、経済及び社会の発展の基盤をなすものであることにかんがみ、この法律の規定による職業の希望、適性、職業経験等の条件に応じつ履用及び産業の動向、技術の進歩、産業構造の変動等に即応できるものであって、その職業生活の全期間を通じて段階的かつ体系的に行われるることを、また、技能検定は、職業に必要な労働者の能力についてその到達した段階との評価が適正に行われることを基本理念とする。	職業に必要な労働者の能力（以下「職業能力」という。）を開発し、及び向上させることが、職業の安定及び労働者の地位の向上のためには不可欠であるとともに、経済及び社会の発展の基盤をなすものであることにかんがみ、この法律の規定による職業の希望、適性、職業経験等の条件に応じつ履用及び産業の動向、技術の進歩、産業構造の変動等に即応できるものであって、その職業生活の全期間を通じて段階的かつ体系的に行われるることを、また、技能�定は、職業に必要な労働者の能力についてその到達した段階との評価が適正に行われることを基本理念とする。
能力再開発訓練	向上訓練	養成訓練	短期課程 普通課程 専門課程	職業に必要な労働者の能力（以下「職業能力」という。）を開発し、及び向上させることが、職業の安定及び労働者の地位の向上のためには不可欠であるとともに、経済及び社会の発展の基盤をなすものであることにかんがみ、この法律の規定による職業の希望、適性、職業経験等の条件に応じつ履用及び産業の動向、技術の進歩、産業構造の変動、経済活動の国際化等に即応できるものであって、その職業生活の全期間を通じて段階的かつ体系的に行われるることを基本理念とする。	職業に必要な労働者の能力（以下「職業能力」という。）を開発し、及び向上させることが、職業の安定及び労働者の地位の向上のためには不可欠であるとともに、経済及び社会の発展の基盤をなすものであることにかんがみ、この法律の規定による職業の希望、適性、職業経験等の条件に応じつ履用及び産業の動向、技術の進歩、産業構造の変動、経済活動の国際化等に即応できるものであって、その職業生活の全期間を通じて段階的かつ体系的に行われるることを基本理念とする。
訓練の種類	普通職業訓練		高度職業訓練		職業に必要な労働者の能力（以下「職業能力」という。）を開発し、及び向上させることが、職業の安定及び労働者の地位の向上のためには不可欠であるとともに、経済及び社会の発展の基盤をなすものであることにかんがみ、この法律の規定による職業の希望、適性、職業経験等の条件に応じつ履用及び産業の動向、技術の進歩、産業構造の変動、経済活動の国際化等に即応できるものであって、その職業生活の全期間を通じて段階的かつ体系的に行われるることを基本理念とする。
	長期間の訓練		普通課程		職業に必要な労働者の能力（以下「職業能力」という。）を開発し、及び向上させることが、職業の安定及び労働者の地位の向上のためには不可欠であるとともに、経済及び社会の発展の基盤をなすものであることにかんがみ、この法律の規定による職業の希望、適性、職業経験等の条件に応じつ履用及び産業の動向、技術の進歩、産業構造の変動、経済活動の国際化等に即応できるものであって、その職業生活の全期間を通じて段階的かつ体系的に行われるることを基本理念とする。
短期間の訓練	短期課程		専門短期課程		職業に必要な労働者の能力（以下「職業能力」という。）を開発し、及び向上させることが、職業の安定及び労働者の地位の向上のためには不可欠であるとともに、経済及び社会の発展の基盤をなすものであることにかんがみ、この法律の規定による職業の希望、適性、職業経験等の条件に応じつ履用及び産業の動向、技術の進歩、産業構造の変動、経済活動の国際化等に即応できるものであって、その職業生活の全期間を通じて段階的かつ体系的に行われるることを基本理念とする。

技能教育体系 A社

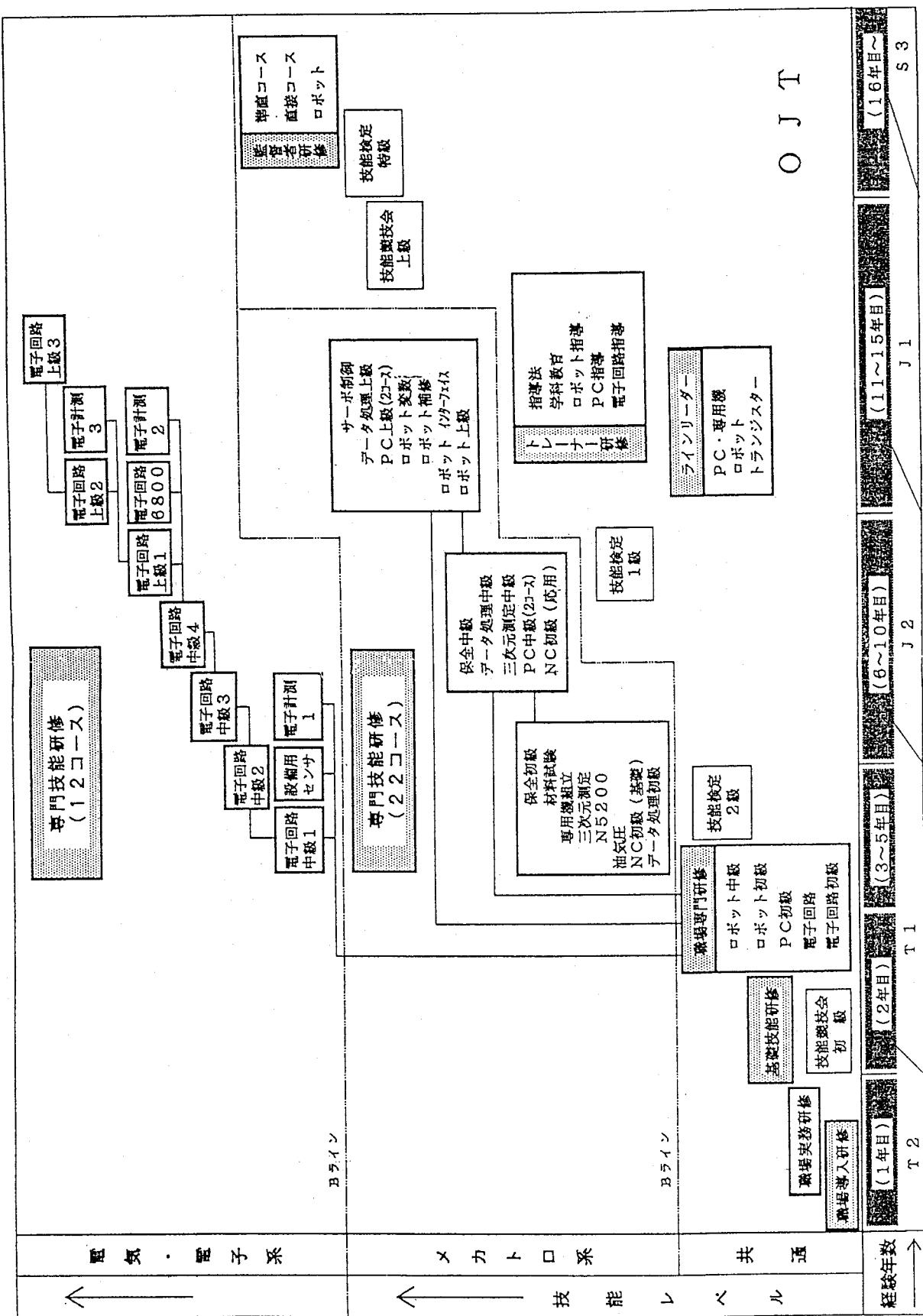
図 1



職業能力開発に関する技能・技術のレベル表示

レベル区分	表 示	技能・技術のレベル領域	目 標	対 象 者
1	専門基礎	・一般的に普及している技能・技術 の基礎・基本 (入門、初級、基礎、概要等)	・企業等で当該分野に携わることができる 程度	・当該分野を初めて受講する者等
2	専 門 I	・専門分野における技能・技術の向上及び拡大	・適切な判断、改善、提案能力が養われる 程度	・一般的な技能・技術の経験を有する者等
3	専 門 II	・専門分野における技能・技術の高度化 ・他の分野との技能・技術の複合化	・問題解決能力が養われる程度 ・技能・技術の高度化に対応した効率化、省 力化が図れる程度 ・当該分野の応用領域（複合化した技能・技 術）において設計・製作等に携わるこ とができる程度	・専門分野で相当の技能 ・技術の経験を有する者等
4	先 端 I	・他の専門分野を含む複合・応用的 な高度な技能・技術であり今後、 本格的に中小企業にも導入が予想 されるもの	・高度領域（高度な機器及びシステム的な機 器・装置、ソフトウェアを使用する領域） において、設計・開発・生産等に携わるこ とができる程度	・専門的な技能・技術の 経験を有するもの等
5	先 端 II	・他の専門分野を含む複合・応用的 な高度な技能・技術であり、企業 の一部で実用化されている先端技 術に関するもの	・先端技術の研究・開発・生産等に携わるこ とができる程度	・専門的な技能・技術の 経験を有するものまた は高度な技能・技術を 有する者等

技能教育マトリックス（自己啓発研修は除く）A社



技術教育体系 B社

等級	製造・保全関係	生産技術関係	開発・普及関係
ねらい	製造・保全にたずさわる者に対し、新しい技術における 専門知識の付与 ・シーケンス ・油圧・空圧技術 ・センサー技術	生産技術者に必要な専門知識の付与 ・ハイテク技術 ・自動制御技術 ・コンピューター ・FA・FMS	開発設計技術者に必要な専門知識の付与 ・ハイテク技術 ・新材料、新素材 ・コンピューター ・電子回路
新入社員	①新入社員教育	規格・検査・図面の見方 CAD/CAM/CAB 等	
一般技術者	1		
技術者	2	②機械製図 ⑤電気回路	⑦技術教育(基礎) ①マイコン ②コンピュータ ③エニグマ ④ロジック ⑤EM基礎 ⑥アトクシ ⑦大学院修業: 大学・専門校・研究所
中堅技術者	3	③油圧制御 ④空気圧制御 ⑤シーケンス制御	⑨⑩⑪⑫⑬ ①モーター制御 ②センサ技術 ③DOS ④パソコン制御 ⑤コンピュータ制御
管理者	4	④TPM ⑤設備管理	⑪⑫⑬ ①加工技術 ②言語 ③C言語 ④フレーム ⑤コン通信
中堅技術者	5		⑪⑫⑬ ①自動制御技術 ②FMS ③加工技術 ④言語 ⑤C言語
技術者	6		
管理者	7		
管理者	8		
管理者	9		
管理者	10		

(注) 1. 必須教育 指示・指名教育 2. 教育は基礎から応用コースを受講していく。応用コースについては専門コースとなります。

カリキュラムモデル分類表

表 3-1

大 分 类 頁	中 分 类 頁	小 分 类 頁
機械系	機械加工	汎用機械 N C 機械 放電・レーザー加工 金型・仕上げ 測定 機械加工基礎
	成形加工	板金 溶接 鋳造・鍛造 射出成形 構造物鉄鋼
	機械設計・製図	機械設計 機械製図
	機械制御	アクチュエータ センサ 電子回路 制御 自動化システム
	CAD/CAM/CAE	CAD/CAM CAE CAT
	FMS	機械加工システム
	材料・試験	材料試験 材料 熱処理
	機械保全	機械保全
	環境設備・プラント	環境設備 プラント設備
	車両	自動車 建設機械 荷役機械 エネルギー

カリキュラムモデル分類表

表3-2

大 分 類	中 分 類	小 分 類
電気・電子系	電気工学	基礎電気工学 電気計測 電力設備 電気設備 電力変換・応用 電源設備 照明・家庭電気 電気機器 電磁波ノイズ その他
	電子工学	基礎電子工学 電気・電子材料 電子計測 電子デバイス デジタル回路 アナログ回路 電子機器 マイクロプロセッサ その他
	制御	シーケンス制御 プログラマブルコントローラ マイクロコンピュータ制御 パソコン制御 センサ応用 フィードバック制御 ファジィ制御 通信 その他
	音声・画像処理	音響工学 光工学 画像工学 画像処理 信号処理 その他
	複合	CADシステム応用 電子応用技術 その他
	その他	安全

カリキュラムモデル分類表

表3-3

大 分 カテゴリ	中 分 カテゴリ	小 分 カテゴリ
情報・通信系	情報処理基礎／ コンピュータリテラシー (コンピュータを使う際の基礎的 領域を含む)	コンピューターアーキテクチャ コンピュータ操作 情報処理基礎 情報数学基礎 グループウェア カード／表計算 文書作成 図形処理ツール利用 通信・ネットワーク利用
	オペレーティングシステム	UNI X パソコンOS その他
	プログラミング言語／ 技法 (数式処理含む)	F O R T R A N C O B O L B A S I C C P A S C A L アセンブリ言語 プログラミング技法（構造化、オブジェ クト指向、数式、図形処理含む）
	システム設計	システム設計
	知識情報処理技術（A I、ニュー ラルネットワーク、カオス、G A 等）	A I／ニューラルネットワーク カオス／G A（ジエネティカルゴリズム）
	信号／画像処理（1次元、2次元 のデジタル信号処理等）	画像処理 信号処理
	データベース	リレーションナル その他
	通信／ネットワーク	L A N 通信システム／データ通信 その他
	その他	図形処理 数式処理 その他

カリキュラムモデル分類表

表3-4

大 分 類	中 分 類	小 分 類
居住系	建築生産	仮設工事 土工事（地盤調査含む） 躯体工事（基礎工事含む） 仕上げ工事 改修・修繕 積算・見積 測量 その他
	建築構造・材料	建築力学 木質構造 鉄骨構造 鉄筋コンクリート構造 特殊構造 その他
	建築計画	環境工学 建築法規 建築計画 建築設計・製図 建築パース C A D その他
	インテリア	インテリアの歴史 インテリア計画・設計 建築一般 インテリアエレメント その他
	エクステリア	エクステリアの歴史 エクステリア計画・設計 建築一般（エクステリア工事に関連する建築知識一般） 造園 設備（エクステリア工事に関連する建築設備一般） その他
	建築設備	空気調和設備 給排水衛生設備 建築電気設備 設備設計・製図（C A D） ビル設備管理 防災設備 電気通信設備 その他
	その他	建築関連 土木関連 安全管理・技術

カリキュラムモデル分類表

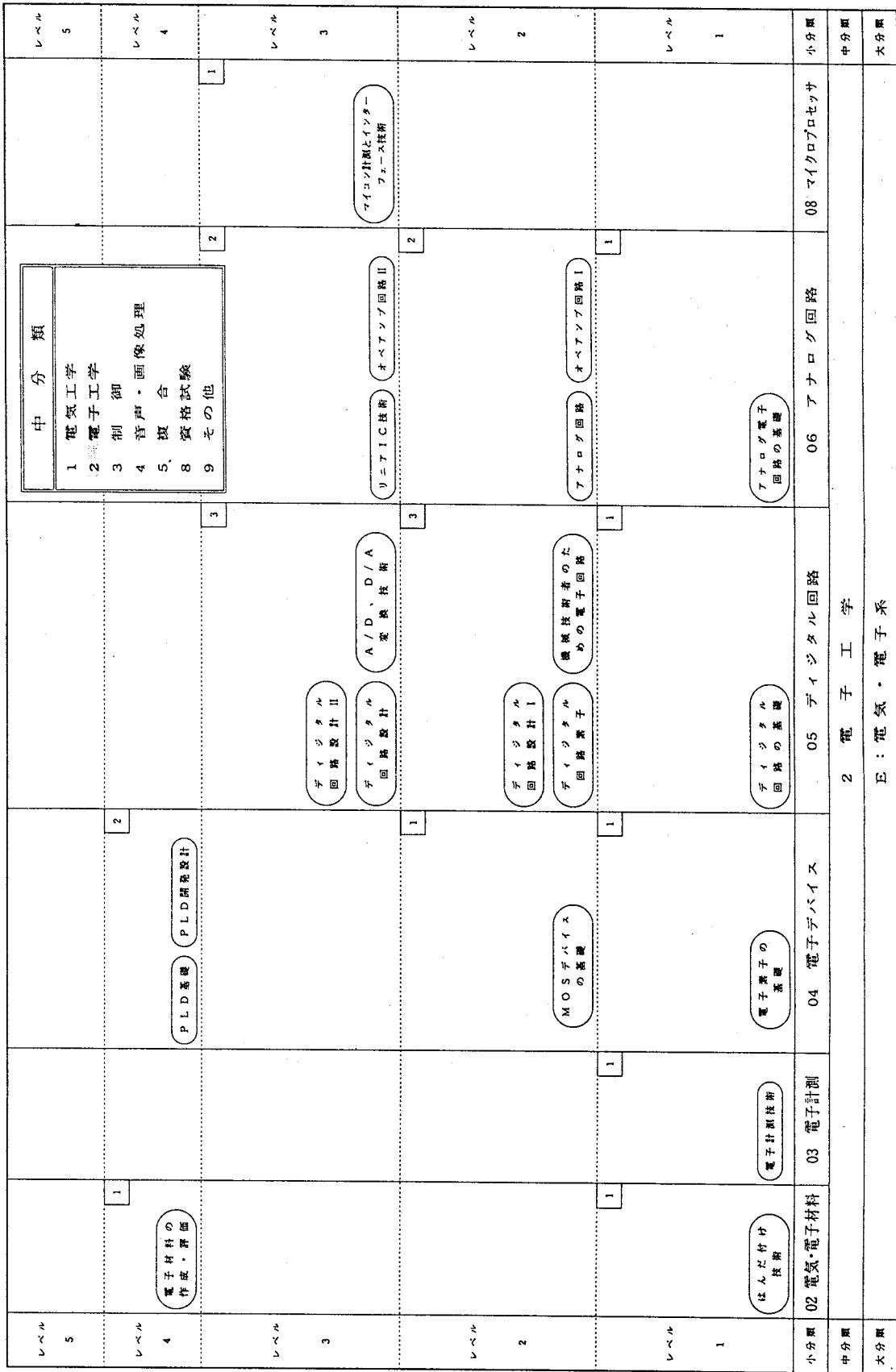
表3-5

大 分 類	中 分 類	小 分 類
管理・サービス系	経営	経営戦略 人事・労務 その他
	能力開発	管理者教育 リーダー、係長教育 中堅社員教育 新入社員教育 その他
	生産管理	生産管理 工程管理（作業標準を含む） 品質管理 在庫管理 設備管理（保全を含む） その他
	安全衛生	安全管理 衛生管理 その他
	事務	経理、財務 金融、不動産 事務 その他
	マーケティング	企画・開発 調査・分析 販売 物流 その他
	健康・福祉	ライフプラン（余暇を含む） 健康管理 福祉（介護・手話等を含む） その他
	その他	国際関係 その他

図-4

体系図例

E: 電気・電子系



ビジネスキャリア制度について

このビジネスキャリア制度は、ホワイトカラー層を中心とする労働者の主要な職務分野に必要な知識を体系化し、それを習得するための具体的な手段を示すとともに、能力開発の実績を評価するシステムを確立することにより、ホワイトカラーの段階的で体系的な専門能力の習得を支援することを目的としている。

対象とする職務分野は、現在「人事・労務・能力開発」及び「経理・財務」の2分野がスタートしており、次年度には、「営業・マーケティング」及び「生産管理」の2分野がスターすることになっている。その後も1年に2分野ずつ開発する予定である。

この職務を分野ごとに「初級」「中級」「上級」の3つにレベル分けをし、その仕事を適切にこなすために必要な知識、能力を抽出して表示している。

このレベルの概念を示す。

職務能力		対象	学習内容
級	企画管理	実務	基礎
上級	管理監督者の監督及び基本計画・方針・規定・慣行等並びに高度な専門知識・技能に基づき、担当職務を企画立案し、かつ当該職務を遂行できるレベル	部長 課長	課題研究
中級	担当職務の方針について、管理監督者の一般的指示を受け、職務に関する普通程度の専門知識・技能に基づき、自らの判断により、担当職務を遂行できるレベル	係長 班長 主任等 中堅職	専門分野の応用知識
初級	管理監督者の具体的指示を受け、職務に関する基礎的な専門知識・技能・経験に基づき、日常の職務を遂行できるレベル	入社5年位まで	専門分野の基本知識

これらの概念で段階的区分がなされた各職務能力ごとに必要な専門知識として細目が決められており、この細目を基に民間及び公共で行っている教育訓練コースを認定し、なおかつ終了認定試験の基準としている。なお、この試験に合格すると修了証書が発行されホワイトカラーの専門性を証明することとしている。